

## 一般会計等財務書類に係る注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法(定額法)

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価(又は償却原価法(定額法))

##### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ①有形固定資産(※)……………定額法

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令の耐用年数表に基づいております。

##### ②無形固定資産(※)……………定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっております。)

※リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引に係るリース資産を除く。

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権、短期貸付金、長期貸付金について、過去5年間の平均不納欠損率に応じ、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② ①以外のリース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税込方式によっています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品同様の取扱いに準じています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

該当ありません。

## 3 偶発債務

## (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定 債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
宮城県信用保証協会	-	983 千円	495,576 千円	496,559 千円
合計	-	983 千円	495,576 千円	496,559 千円

## (2) 係争中の訴訟等

該当ありません。

## 4 追加情報

## (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

市街地開発事業特別会計

- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。
- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 -

連結実質赤字比率 -

実質公債費比率 0.3%

将来負担比率 -

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 一千円

- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 2,549,312 千円

## (2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当ありません。

② 減債基金に係る積立不足額 一千円

③ 基金借入金(繰替運用)残高

該当ありません。

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 11,257,499 千円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	10,432,539 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,030,268 千円
将来負担額	13,803,209 千円
充当可能基金額	11,315,506 千円
特定財源見込額	2,244,900 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	11,257,499 千円

⑥ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 315,560 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 業務・投資活動収支 1,088,233 千円

## ② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	21,214,189 千円	19,952,102 千円
繰越金による差額	△672,620 千円	—
基金繰入額	—	540,000 千円
資金収支計算書	20,541,569 千円	20,492,102 千円

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

## ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

## 資金収支計算書

業務活動収支	1,700,307 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	762,760 千円
未収債権額の増加(減少)	9,185 千円
減価償却費	△2,104,131 千円
賞与等引当金繰入額(増減額)	△68,422 千円
退職手当引当金繰入額(増減額)	63,100 千円
徴収不能引当金繰入額(増減額)	808 千円
損失補償等引当金繰入額(増減額)	8,702 千円
資産除売却益(損)	△586,501 千円
その他	△17 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△214,209 千円

## ④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 2,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 -

## ⑤ 重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 20,394 千円